

(二) 国及び都道府県は地域自然資産区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要であること認めるときは、当該土地を取得するよう努めるものとする(第一二条関係)

(三) 国、都道府県及び市町村は、広報活動等を通じて、自然環境トラスト活動に関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする(第一二条関係)

(四) この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができることとした。(第一四一条関係)

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

国土交通省組織令の一部を改正する政令(政令第二一九号)(国土交通省)

1 政策統括官の職務を変更することとした。(第一七一条関係)

2 土地・建設産業局総務課、企画課及び地価調査課の所掌事務を変更することとした。(第七二条、第七三条及び第七五一条関係)

3 都市局総務課、都市政策課及びまちづくり推進課の所掌事務を変更することとした。(第八二条、第八三条及び第八六一条関係)

4 住宅局住宅生産課の所掌事務を変更することとした。(第一一九条関係)

5 この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二二〇号)(国土交通省)

道路法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第五三号)の施行期日は、平成二六年六月三〇日とする(第一七一条関係)

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第二二二号)(国土交通省)

1 道路法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第五三号)の施行に伴い、都市計画法施行令、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令及び建築基準法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。(第一条、第二条及び第三条関係)

2 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年六月三〇日)から施行することとした。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(政令第二二二号)(農林水産省)

1 東日本大震災に係る特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令(平成元年政令第二〇八号)の特例の適用期間を平成二七年三月三十一日まで延長することとした。(第七一条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第二二三号)(財務省)

1 平成二三年年度の一般会計補正予算(第三号)に計上された復興費用に関する経費であつて平成二五年度において不用となつた金額等及び平成二五年度の一般会計における復興税外収入に相当する額のうち復興費用等の財源に充てられなかつた額を財政法(昭和二二年法律第三四号)第六条の剰余金の額の計算上控除することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

水循環基本法の施行期日を定める政令(政令第二二四号)(国土交通省)

水循環基本法(平成二六年法律第一六号)の施行期日は、平成二六年七月一日とする(第一七一条関係)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第二二五号)(厚生労働省)

一 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行令の一部改正関係

1 題名に関する事項

題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令」に改めることとした。

(題名関係)

2 基金の財源に係る国の負担に関する事項

都道府県が設ける基金の財源に係る国の負担は、都道府県事業の内容、これに要する経費の額及び当該基金により支弁する経費の範囲その他の事情を勘案し厚生労働大臣が定めるために必要と算定した当該基金の財源に充てるために必要な資金の三分の二に相当する額とする(第三二条関係)

二 その他関係政令の一部改正関係

地方自治法施行令、地方税法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

三 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

四 この政令は、公布の日から施行することとした。

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(政令第二二六号)(厚生労働省)

1 診療放射線技師が検査のために用いることができる装置として核医学診断装置を加えることとした。(第一七一条関係)

2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二二七号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。

(第一条関係)

(一) クロロアセチレン、ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

(二) クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。

(第二条第一項関係)

ピロカテコール及びこれを含有する製剤

3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第一項関係)

(一) N-（四）シアノメチルフェニル-（二）イソプロピル-（五）メチルシクロヘキサニルボキサミド及びこれを含有する製剤

(二) （四Z）-（四）ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤

4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第一項及び第三項関係)

5 この政令は、3の規定を除き、平成二六年七月一日から施行することとした。